

○外国語学部における履修の特例に関する内規

平成20年12月4日
制 定

(趣旨)

第1条 この内規は、大阪大学外国語学部履修規程（以下「規程」という。）第2条ただし書の規定において別に定めるとした英語を母語とする外国人留学生及び外国語学部長が特に認めた者（以下「外国人留学生等」という。）に係る全学共通教育科目の履修方法等についての特例を定めるものとする。

(適用)

第2条 この内規は、外国人留学生等に限り適用することができる。

2 規程第2条ただし書に定める「外国語学部長が特に認めた者」とは、日本国の中等教育機関において英語の教育を受けた期間が6年に満たない者で、「履修に関する特例申請書」を外国語学部長に提出し、その承認を得たものをいう。

(履修の特例)

第3条 外国人留学生等は、全学共通教育科目の履修について、規程第2条本文に定める方法等によるほか、次条又は第5条に定める方法等によることができる。

(全学共通教育科目の履修方法等)

第4条 外国人留学生等は、全学共通教育科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、計26単位以上修得しなければならない。

(1) 教養教育科目（12単位）

- ① 基礎教養科目の「基礎教養1」から2単位及び「基礎教養2」から2単位を必修とする。
- ② 現代教養科目から2単位を必修とする。
- ③ 先端教養科目及び国際教養科目の「国際教養1」から6単位を必修とする。

(2) 言語・情報教育科目（6単位）

- ① 第2外国語の「中国語」、「朝鮮語」、「ロシア語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「イタリア語」、「スペイン語」及び「日本語」のうちから1言語を選択し、4科目4単位を必修とする。
- ② 情報処理教育科目の「情報活用基礎」2単位を必修とする。

(3) 健康・スポーツ教育科目（2単位）

- ① 本学部が指定する「スポーツ実習」1単位を必修とする。
- ② 「スポーツ科学」、「健康科学実習」及び「健康科学」のうちから1科目1単位を必修とする。

(4) その他の科目（6単位）

第1号から第3号に定める必修単位（20単位）以外に、教養教育科目、言語・情報教育科目、健康・スポーツ教育科目の授業科目の中から選択履修し6単位以上修得するものとする。

第5条 外国人留学生等は、全学共通教育科目について、次の各号に定める授業科目を履修し、計26単位以上修得しなければならない。

(1) 教養教育科目（16単位）

- ① 基礎教養科目の「基礎教養1」から2単位及び「基礎教養2」から2単位を必修とする。
- ② 現代教養科目から2単位を必修とする。
- ③ 先端教養科目及び国際教養科目の「国際教養1」から6単位を必修とする。
- ④ 国際教養科目の「国際教養2」のうち、次号の①において選択する第2外国語と同じ言語の科目から2科目4単位を必修とする。

(2) 言語・情報教育科目（4単位）

- ① 第2外国語の「中国語」、「朝鮮語」、「ロシア語」、「ドイツ語」、「フランス語」、「イタリア語」、「スペイン語」及び「日本語」のうちから1言語を選択し、2科目2単位を必修とする。
- ② 情報処理教育科目の「情報活用基礎」2単位を必修とする。

(3) 健康・スポーツ教育科目（2単位）

- ① 本学部が指定する「スポーツ実習」1単位を必修とする。
- ② 「スポーツ科学」、「健康科学実習」及び「健康科学」のうちから1科目1単位を必修とする。

(4) その他の科目（4単位）

第1号から第3号に定める必修単位（22単位）以外に、教養教育科目、言語・情報教育科目、健康・スポーツ教育科目の授業科目の中から選択履修し4単位以上修得するものとする。

附 則

この内規は、平成20年12月4日から施行し、平成20年4月1日から適用する。